

事務所だより 1月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
芦屋市松浜町 6-14-2
Tel : 090-7490-7396
Fax : 0797-78-6488



あけましておめでとうございます

旧年中は、大変お世話になり、ありがとうございました。
昨年は、野球ではセ・リーグは阪神タイガースが優勝、パ・リーグはオリックスバファローズが、サッカーJリーグではヴィッセル神戸が優勝、と関西のチームが大活躍でした。関西のチームが優勝するとやはり嬉しいですね(^)。今年のスポーツ観戦も楽しみです(果たして自分のテニスはどうなるか?)。
さて、2024年はどんな年になるのでしょうか。行事を探してみました。

3月に北陸新幹線が金沢から福井県の敦賀駅まで延伸されます。北陸新幹線で敦賀から東京まで約3時間10分。十分日帰り圏内ですね(実は東海道新幹線を利用した方が速いのですが)。ちなみに、大阪から東京まで約2時間45分。狭い日本そんなに急いでどこへ行く(^;)。

7月3日は、新紙幣が発行されます。1万円札は福沢諭吉から渋沢栄一に、5千円札は樋口一葉から津田梅子に、千円札は野口英世から北里柴三郎になります。偽造防止技術として『3Dホログラム』『深凹版印刷』『潜像模様』『マイクロ文字』『特殊発行インキ(紫外線を当てると発光)』『パールインキ』などが使われているそうです。私が子供の頃は、1万円は聖徳太子、5千円は聖徳太子(→新渡戸稲造へ)、千円札は伊藤博文(→夏目漱石へ)の時代でした。前に紙幣が変わったときもそうでしたが、偽造防止技術を探すのが楽しみでありながら、しばらく違和感があるのでしょうか。

8月はフランス パリで夏季オリンピックが開催される予定です。このあいだ東京オリンピックがあったのに…。早く感じますね。それもそのはず、もともと東京オリンピックは2020年の予定が、新型コロナウイルスの影響で2021年の開催となりました。通常4年間隔のところ、今回は3年でパリオリンピックが開催されます。どんなオリンピックになるか、楽しみです(くれぐれも東京のような汚点を残して欲しくないです)。



いい話があるような、ないような…。今年は辰年、龍のごとくみんな上昇していける年にしたいですね

では、事務所だより1月号をお送りします。今年も引き続きよろしくお願いたします。



尼崎城と駅前のタワーマンション。昔と今の金持ち(?)の住居…。

☆ お知らせ (2024年1月の税務)

期限	項目
1月10日	前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付)
1月31日	支払調書の提出
	固定資産税の償却資産に関する申告
	11月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	5月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	給与支払報告書の提出
	給与所得者の扶養控除等申告書の提出(本年最初の給与支払日の前日)
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)(1月中において市町村の条例で定める日)

☆ 確定申告の準備のお願い

売上・仕入・必要経費等まとめてください。副業、不動産の譲渡、保険の満期なども確定申告が必要です。それぞれ書類をご準備下さい。

- ・10月以降既に届いている「保険料控除証明書」「地震保険料控除証明書」「小規模企業共済掛金控除証明書」
- ・年末や1月終わりに届く「給与所得の源泉徴収票」「年金の源泉徴収票」「国民健康保険や介護保険の年間支払通知(市役所等から送付されます)」
- ・1月から12月末に支払った「医療費の領収書」など、ご準備ください(とにかく全部置いておいてください)。

☆ 税の無駄遣い 580億円

会計検査院はこのほど、2022年度決算の検査報告を公表しました。指摘した税金の無駄遣い

や不適切経理、資金の積み残しは計 344 件に上り、総額は約 580 億円となりました。指摘件数のうち 3 割が新型コロナ関連事業についてで、緊急対策として予算を積み上げたものの、運用やチェック体制での不備が目立つ結果となりました。

報告によればコロナの感染拡大防止や医療体制の整備に関する交付金で計約 5 億 3 千万円が過大に支給されていた事実が確認されました。また交付金を使って自治体が調達した不織布マスクや消毒液などを巡り、約 6 億円分が 2022 年度末時点で一度も使われていなかったとのこと

です。さらにコロナの影響で生活が苦しくなった大学生の授業料を減免する文部科学省の事業では、国立大学 85 法人に支給した約 48 億円のうち、21 年度末時点で 11 億円強しか使われず、未執行率は 77%でした。

そのほかコロナ対策として個人事業主に支給された持続化給付金では、納税申告が適切に行われていない実態も判明しています。抽出調査で受給者 8,903 人について調べたところ、全体の収入額が持続化給付金の給付額を下回っているのが 428 人（全体の 4.8%）で、給付金を収入に計上していないとみられるそうです。検査院は納税者に適正な申告を促すよう、国税庁に求めています。

法令違反や不適切な予算執行と認定した「不当事項」は計 285 件、見解や改善を求める「意見表示・処置要求事項」が 20 件、指摘に基づいて各省庁が対応したものが 28 件ありました。省庁別では厚生労働省の 154 件が最も多く、国土交通省 39 件、文科省 26 件と続きました。

☆ ゼロゼロ融資で 1 兆円が回収不能？

新型コロナウイルスの中小企業支援策として政府系金融機関が実施した実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）などの状況を会計検査院が調べた結果、約 1 兆円を回収の見込めない債権として処理していることが分かりました。ゼロゼロ融資で焦げ付きの状況が判明したのは初めて。ゼロゼロ融資の返済負担は中小企業の資金繰りを圧迫していて、今後さらに未回収額は膨れ上がる可能性も否定できません。

ゼロゼロ融資の実施から 3 年が経過し、貸付金の返済が本格化していることなどから、検査院が 2020 年 3 月以降の日本政策金融公庫（日本公庫）と商工組合中央金庫（商工中金）によるコロナ関連の貸し付けについて調べました。コロナ関連融資は総額約 19 兆円で、ゼロゼロ融資が大半を占めます。

検査院の調査によれば、2020 年から 2022 年度末までに貸し付けられた約 118 万件、計 19 兆 4,365 億円のうち、2022 年度末時点で約 19 万件、計 3 兆 3,305 億円が完済されていました。一

方で 7,291 件、計 697 億円分は回収不能とのこと。理由のほとんどが借り手の破産や生活困窮。さらに税法上確定ではないものの、回収不能が見込まれるとする会計処理がなされていた債権が計 1,246 億円、借り手が経営破綻して回収の見込みがほぼないといったリスク管理債権（不良債権）が計 8,785 億円ありました。完済分についても、別の特例制度を利用した借り換えによる返済が相当数含まれているとみられます。

ゼロゼロ融資は、コロナ禍で急減な業績悪化に見舞われた中小・零細企業の資金繰り支援策として実施され、倒産抑制に効果をみせました。しかし副作用として過剰債務に陥った企業は多いのが実状です。ゼロゼロ融資を受けたにもかかわらず倒産した企業はすでに 1 千件を超えています。

新年早々、厳しい記事に乗せましたが、気を引き締めてかかりたいです。

☆ 宝くじは共同購入？

年末ジャンボ宝くじが販売されていました。今回は 1 等 7 億円が 23 本、前後賞合わせると 10 億円です。私も夢を 20 枚買いました。年末までは 10 億円（の権利）を持っています(^_^;)。抽選は 12 月 31 日に東京オペラシティで行われます。1 等の当選確率は約 2,000 万分の 1 で、パーセントにすると 0.000005%という極めて低い確率ですが、それでも 10 億万長者という夢をみて、今年も多くの人が購入売り場に列を作っています。

宝くじを買う際には、「当たったら半分あげるよ」と冗談まじりに言うことがありますが、本当に当たって約束通りに半分を与えることになったときは、税務上は大変なことになります。宝くじに税金がかからないのはよく知られるところであるものの、当選後の贈与となればそうはいかないためです。

10 億円当たって半分の 5 億円をあげれば、基礎控除 110 万円を引いた残りの 4 億 9,890 万円に最高税率の 55%を乗じて、そこから控除額の 400 万円を差し引いた約 2 億 7,000 万円が贈与税として持っていかれることになります。すなわち、約束どおり 5 億円を分けてもらっても、手元に残るのは 2 億 3,000 万円だけとなります。

本当に「当たったら半分あげるよ」を実行するつもりで、当選時に当選金を減らすことなく分けるには、共同購入するべきです。そして、当選金を受け取る際に、分けたい相手と一緒に銀行へ行き、共同で宝くじを購入したことを伝え、当選金も共同で、それぞれが受け取ることができます。これで贈与税は回避できるというわけです。

税金のことを知っているかどうかで、天国と地獄ですね。安易に「あげるよ」なんて言えません。